

公用車（検査手数料免除車両）の継続検査OSS代理申請手順【事業者・日整連支部用】

公用車（車両の所有者が検査手数料免除対象）の継続検査申請をOSSで行う場合は、官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となり、この電子委任状により、検査手数料免除対象であるかどうかの審査が行われます。

【注意】軽自動車の公用車（検査手数料免除対象車両）の継続検査申請はOSS対象外となります。

 : 自動車使用者が行う事項  : 指定整備事業者が行う事項  : 日整連支部が行う事項

車両の所有者が検査手数料免除対象かをチェック

※1に示すホームページの「公用車申請における条件」の条件2「公用車申請が可能な機関」を確認

検査手数料免除対象の場合は、その旨と対象車両の車台番号を
指定整備事業者に連絡

日整連支部へ検査手数料免除対象車両の車台番号を連絡（Eメール等）

「受任者情報ファイル(注1)」を作成し、指定整備事業者に提供（Eメール等）
※2に示すホームページの「受任者情報ファイルを作成する」のメニューより作成

(注1) 受任者情報ファイルは、一度作成したものを使いまわしすることは出来ず、車両1台ごとに作成する必要がある。

「受任者情報ファイル」を自動車使用者に提供（Eメール等）

受任者情報ファイルを活用して「電子委任状(注2)」を作成
※1に示すホームページの「公用車申請の委任状の作成」のリンク先より作成

(注2) 自動車使用者と所有者が異なり、所有者が検査手数料免除対象の場合は、所有者の「電子委任状」が必要となる。

「電子委任状」を指定整備事業者に提供（Eメール等）

申請依頼データ作成時にAINAS機能により「電子委任状設定」を行い
依頼データを送信(注3)

(注3) 整備業務システムを経由する場合は、依頼データを送信フラグOFFで作成し、AINAS画面で電子委任状設定を行い、AINAS画面で送信フラグをONにして依頼データを送信する必要がある。

申請依頼データをAINASにて通常処理
これにより当該車両の検査手数料は免除される。

※1 「自動車保有関係手続のワンストップサービス ポータルサイト」 (<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>)

- ① トップページ上の「手続を開始」をクリック
- ② 「一般の利用者以外の方」の「公用車の申請をされる方」をクリック

※2 「自動車保有関係手続のワンストップサービス ポータルサイト」 (<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>)

- ① トップページ上の「手続を開始」をクリック
- ② 「準備が済んでいる方」の「代理で申請される方」をクリック